

# 知多市高効率給湯器設置費補助金交付要綱

〔平成21年3月26日〕  
〔告示第33号〕

## （趣旨）

第1条 知多市高効率給湯器設置費補助金（以下「補助金」という。）は、地球温暖化防止対策の一環として、市民の自主的な取組を積極的に支援し、環境への負荷の少ない循環型社会に変革する環境保全意識の高揚を図るため、高効率給湯器の設置に要する経費に対し、予算の範囲内において設置者に交付するものとし、その交付に関しては、知多市補助金等交付規則（平成4年知多市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## （定義）

第2条 この要綱において、高効率給湯器とは、経済産業省の住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（高効率給湯器導入支援事業）交付要綱（平成14年4月24日財資第8号）及び高効率給湯器導入促進事業費補助金交付要綱（平成18年3月27日財資第20号）により補助事業を行う民間団体等がその業務方法書に記載した潜熱回収型給湯器、ガスエンジン給湯器及びCO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器（以下「補助対象給湯器」という。）をいう。

## （補助金の対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかの要件を満たし、かつ、市税を滞納していないものとする。

(1) 市内に住所を有し、自らが居住する市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。

ただし、延べ床面積の2分の1以上を住居の用に供するものに限る。以下同

じ。）に補助対象給湯器を設置する者

(2) 自らが居住するために、市内の補助対象給湯器付き住宅（新築に限る。）を

購入する者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としな

(1) 販売目的の住宅を建築する場合における当該住宅を建築した者

(2) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られていないもの

(補助金の額)

第4条 市長は、補助対象者が行う第1条に規定する事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費について、その実施年度に限り補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助対象給湯器1台につき20,000円（1世帯につき1台に限る。）とする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、設置工事及びその支払が完了したときは、完了した日から30日を経過する日又は当該会計年度の3月31日のいずれか早い期日までに、知多市高効率給湯器設置費補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象給湯器の保証書の写し

(2) 補助対象給湯器の設置又は購入に係る領収書及びその内訳の写し

(3) 市税納税証明書

(4) 住民票の写し

(5) 補助対象給湯器の設置状況を示す写真

(6) 住宅を借りている申請者は、賃貸人の承諾書

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請の受付等)

第6条 市長は、申請の受付を先着順に行う。ただし、受け付けた申請に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えたときは、申請を受理しないことができる。

(決定の通知及び額の確定等)

第7条 市長は、交付を決定し、交付すべき補助金の額を確定したときは、知多市高効率給湯器設置費補助金交付決定通知書兼確定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付)

第8条 補助金は、額の確定後に交付する。

2 前条の規定により通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前項の

規定により補助金の交付を受けようとするときは、知多市高効率給湯器設置費補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（協力）

第9条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて電気及びガスの使用量のデータ提供その他の協力を求めることができる。

（財産処分の制限）

第10条 規則第23条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

（委任）

第11条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則（平成21年告示第33号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金の交付の決定を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。